

訓 令

熊本県訓令第 2 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県東京事務所処務規程（昭和 27 年熊本県訓令第 1638 号）の一部を次のように
改正する。
第 5 条第 3 項中「総務審議員」を「審議員」に改める。
第 6 条第 4 項中「総務審議員」を「審議員」に改め、同条第 5 項中「主幹は」の次に「、
上司の命を受け」を加える。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 3 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県保健環境科学研究所処務規程（昭和 29 年熊本県訓令第 1001 号）の一部を次
のように改正する。
第 4 条第 3 項及び第 5 条第 4 項中「保健環境審議員」を「審議員」に改める。
第 6 条中第 19 号を第 20 号とし、第 13 号から第 18 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第
12 号の次に次の 1 号を加える。
(13) 所長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに関すること（熊本県
公有財産取扱規則（昭和 39 年熊本県規則第 17 号）第 11 条ただし書の規定により
総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。）。)

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 4 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県こども総合療育センター処務規程（昭和 30 年熊本県訓令第 1170 号）の一部
を次のように改正する。
第 3 条第 8 項中「健康福祉審議員及び医療審議員」を「審議員」に改める。
第 4 条第 6 項中「健康福祉審議員」を「審議員」に、「保健福祉に」を「保健福祉又は
保健医療に」に改め、同条中第 7 項を削り、同条第 8 項中「主幹は」の次に「、上司の命
を受け」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条中第 9 項を第 8 項とし、第 10 項を第 9 項
とする。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 5 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県家畜保健衛生所処務規程（昭和 31 年熊本県訓令第 433 号）の一部を次のよう
に改正する。
第 4 条第 2 項中「主幹は」の次に「、上司の命を受け」を加える。

第 6 条 第 1 項 中 第 1 8 号 を 第 1 9 号 と し、 第 1 2 号 から 第 1 7 号 ま で を 1 号 ず つ 繰 り 下 げ、 第 1 1 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(12) 所 長 が 管 理 す る 行 政 財 産 の 使 用 許 可 及 び 公 有 財 産 の 貸 付 け に 関 す る こ と (熊 本 県 公 有 財 産 取 扱 規 則 (昭 和 3 9 年 熊 本 県 規 則 第 1 7 号) 第 1 1 条 た だ し 書 の 規 定 に よ り 総 務 部 長 に お い て 合 議 の 必 要 が な い と 認 め る も の に 限 る。)。

附 則

こ の 訓 令 は、 平 成 2 3 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

熊 本 県 訓 令 第 6 号

本 庁 各 部 (公 室 ・ 局) 課 (総 室 ・ 室 ・ セ ン タ ー)
各 地 方 出 先 機 関

熊 本 県 立 清 水 が 丘 学 園 処 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る。
平 成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

熊 本 県 立 清 水 が 丘 学 園 処 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令
熊 本 県 立 清 水 が 丘 学 園 処 務 規 程 (昭 和 3 1 年 熊 本 県 訓 令 第 1 2 3 3 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 3 条 第 3 項 及 び 第 4 条 第 3 項 中 「 福 祉 審 議 員 」 を 「 審 議 員 」 に 改 め る。

第 6 条 中 第 1 9 号 を 第 2 0 号 と し、 第 1 3 号 から 第 1 8 号 ま で を 1 号 ず つ 繰 り 下 げ、 第 1 2 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(13) 園 長 が 管 理 す る 行 政 財 産 の 使 用 許 可 及 び 公 有 財 産 の 貸 付 け に 関 す る こ と (熊 本 県 公 有 財 産 取 扱 規 則 (昭 和 3 9 年 熊 本 県 規 則 第 1 7 号) 第 1 1 条 た だ し 書 の 規 定 に よ り 総 務 部 長 に お い て 合 議 の 必 要 が な い と 認 め る も の に 限 る。)。

附 則

こ の 訓 令 は、 平 成 2 3 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

熊 本 県 訓 令 第 7 号

本 庁 各 部 (公 室 ・ 局) 課 (総 室 ・ 室 ・ セ ン タ ー)
各 地 方 出 先 機 関

熊 本 県 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る。
平 成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

熊 本 県 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令
熊 本 県 職 員 服 務 規 程 (昭 和 3 1 年 熊 本 県 訓 令 第 1 9 8 4 号 の 2) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 2 条 第 2 号 の 表 を 次 の よ う に 改 め る。

本 庁 の 部 (公 室) 長	知 事	
会 計 管 理 者		
出 納 局 長	会 計 管 理 者	
本 庁 の 部 (公 室) 長 以 外 の こ れ に 相 当 す る 職 員 本 庁 の 政 策 審 議 監、 部 内 局 長 及 び 本 庁 の こ れ ら に 相 当 す る 職 員 本 庁 の 課 (セ ン タ ー) 長 及 び 本 庁 の こ れ に 相 当 す る 職 員 地 方 出 先 機 関 の 長	部 (公 室) 長	
出 納 局 の 課 長 及 び 出 納 局 の こ れ に 相 当 す る 職 員	出 納 局 長	
そ の 他 の 職 員	本 庁 の 職 員	課 (セ ン タ ー) 長 (知 事 公 室 付 の 職 員 に あ っ て は、 知 事 公 室 に 置 く 政 策 審 議 監)
	地 方 出 先 機 関 の 職 員	地 方 出 先 機 関 の 長

第 1 8 条 第 2 項 中 「 部 課 」 を 「 部 (公 室) ・ 局 ・ 課 (セ ン タ ー) 」 に 改 め る。

附 則

こ の 訓 令 は、 平 成 2 3 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

熊 本 県 訓 令 第 8 号

本 庁 各 部 (公 室 ・ 局) 課 (総 室 ・ 室 ・ セ ン タ ー)
各 地 方 出 先 機 関

熊 本 県 立 職 業 能 力 開 発 校 処 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る。
平 成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

熊 本 県 立 職 業 能 力 開 発 校 処 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

熊本県立職業能力開発校処務規程（昭和33年熊本県訓令甲第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項及び第5条第4項中「職業能力開発審議員」を「審議員」に改める。

第5条第5項中「主幹は」の次に「、上司の命を受け」を加える。

第6条中第24号を第25号とし、第12号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 校長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに関すること（熊本県公有財産取扱規則（昭和39年熊本県規則第17号）第11条ただし書の規定により総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。）。

附 則
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県訓令第9号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県出納局処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第30号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「首席会計審議員」を「首席審議員」に、「会計審議員」を「審議員」に改める。

第2条第2項中「首席会計審議員」を「首席審議員」に、同条第4項中「会計審議員」を「審議員」に改め、同条第7項中「主幹は」の次に「、上司の命を受け」を加える。

別表第1課長専決事項の欄第5号中「職務」を「服務」に改める。

附 則

- (施行期日)
- この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
 - この訓令の施行の際現に出納局首席会計審議員の職を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、出納局首席審議員の職を命ぜられたものとする。
 - この訓令の施行の際現に出納局会計審議員の職を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、出納局審議員の職を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第10号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県林業研究指導所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県林業研究指導所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県林業研究指導所処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「林政審議員」を「審議員」に改める。

第4条第3項中「林政審議員」を「審議員」に改め、同条第4項中「主幹は」の次に「、上司の命を受け」を加える。

第6条中第21号を第22号とし、第13号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 所長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに関すること（熊本県公有財産取扱規則（昭和39年熊本県規則第17号）第11条ただし書の規定により総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。）。

附 則

- この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の際現に林業研究指導所林政審議員の職を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、林業研究指導所審議員の職を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第11号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県消防学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県消防学校処務規程の一部を改正する訓令

熊本県消防学校処務規程（昭和38年熊本県訓令甲第46号）の一部を次のように改正する。

第6条中第19号を第20号とし、第12号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 校長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに関すること（熊本県公有財産取扱規則（昭和39年熊本県規則第17号）第11条ただし書の規定により総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。）。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県訓令第12号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
財産取扱者設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

財産取扱者設置規程の一部を改正する訓令
財産取扱者設置規程（昭和39年熊本県訓令甲第35号）の一部を次のように改正する。
第1条及び第2条中「総室・室・」を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県訓令第13号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県大阪事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県大阪事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県大阪事務所処務規程（昭和40年熊本県訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3条第2項中「商工審議員」を「審議員」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に大阪事務所商工審議員の職を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、大阪事務所審議員を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第14号

知 事 部 局
教 育 庁
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 会 事 務 局
警 察 本 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局
企 業 議 会 事 務 局
熊本県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令
熊本県庁舎等防火管理規程（昭和42年熊本県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「総務部管財課」を「総務部総務税務局管財課」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県訓令第15号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事検査規程の一部を改正する訓令
 熊本県工事検査規程（昭和43年熊本県訓令第20号）の一部を次のように改正する。
 第11条第1項中「総室・室・」を削る。
 第13条第1項中「行なった」を「行った」に改め、同条第2項中「総室・室・」を削る。

附 則
 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県訓令第16号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
 各 地 方 出 先 機 関
 熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
 熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県精神保健福祉センター処務規程（昭和47年熊本県訓令第86号）の一部を次のように改正する。
 第2条第1項及び第3条第1項中「健康福祉審議員」を「審議員」に改める。
 第4条第13号中「第45条第1項」を「法第45条第1項」に改める。

附 則
 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
 2 この訓令の施行の際現に精神保健福祉センター健康福祉審議員の職を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、精神保健福祉センター審議員を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第17号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
 各 地 方 出 先 機 関
 熊本県交通事故損害賠償審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
 熊本県交通事故損害賠償審査会規程の一部を改正する訓令
 熊本県交通事故損害賠償審査会規程（昭和47年熊本県訓令第116号）の一部を次のように改正する。
 第3条第4項中「総務部次長」を「総務部政策審議監」に、「環境生活部交通・くらし安全課長」を「環境生活部県民生活局くらしの安全推進課長」に改める。

附 則
 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県訓令第18号

熊本県労働委員会訓令第1号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
 各 地 方 出 先 機 関
 労働 委 員 会 事 務 局
 熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成23年3月31日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫
 熊 本 県 労 働 委 員 会 会 長 石 橋 洋
 熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県労働委員会事務局処務規程（昭和48年熊本県訓令第72号、昭和48年熊本県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「総務審議員」を「審議員」に改める。
 第4条第4項中「総務審議員」を「審議員」に改め、同条第5項中「主幹は」の次に「、上司の命を受け」を加える。

附 則
 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
 2 この訓令の施行の際現に労働委員会事務局総務審議員の職を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、労働委員会事務局審議員の職を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第19号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
 各 地 方 出 先 機 関
 熊本県自動車税事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県自動車税事務所処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県自動車税事務所処務規程（昭和49年熊本県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。
 第3条第2項を次のように改める。
 (2) 課に課長を置く。
 第3条第3項を次のように改める。
 (3) 課に、主幹、税務専門員及び参事を置くことができる。
 第3条第4項を削り、第5項を第4項とする。
 第4条第3項中「主幹は」の次に「、上司の命を受け」を加え、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。
 第6条中第21号を第22号とし、第17号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同条第16号中「、納税組合奨励金並びに口座振替手数料」を削り、同号を同条第17号とし、同条中第15号を第16号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。
 (12) 所長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに関すること（熊本県公有財産取扱規則（昭和39年熊本県規則第17号）第11条ただし書の規定により総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。）。

附 則
 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県訓令第20号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県福祉総合相談所処務規程（平成元年熊本県訓令第22号）を次のように改正する。

第2条第4号中「障害相談課」を「障がい相談課」に改める。
 第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
 2 相談所に、審議員を置くことができる。
 第4条中第5項を第6項とし、同条第4項中「主幹は」の次に「、上司の命を受け」を加え、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
 3 審議員は、上司の命を受け、福祉に関する重要な事項を審議する。
 第5条中「障害相談課」を「障がい相談課」に改める。

附 則
 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県訓令第21号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県農業研究センター処務規程（平成元年熊本県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「首席農政審議員、農政審議員及び農業審議員」を「首席審議員及び審議員」に改める。
 第4条第6項中「首席農政審議員」を「首席審議員」に改め、同条第7項中「農政審議員」を「審議員」に改め、「農政」の次に「又は農業技術の試験研究」を加え、同条中第8項を削り、同条第9項中「首席研究主幹は」の次に「、上司の命を受け」を加え、同項を同条第8項とし、同条第10項中「主幹は」の次に「、上司の命を受け」を加え、同項を同条第9項とし、同条中第11項から第13項までを1項ずつ繰り上げる。
 第6条第1項第4号中「次項第2号」を「次項第3号」に改め、同項中第21号を第22号とし、第13号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。
 (13) 所長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに関すること（熊本県公有財産取扱規則（昭和39年熊本県規則第17号）第11条ただし書の規定により総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。）。

附 則
 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に農業研究センター首席農政審議員の職を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、農業研究センター首席審議員の職を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第22号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県国営事業対策室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県国営事業対策室設置規程の一部を改正する訓令
熊本県国営事業対策室設置規程（平成2年熊本県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

- 第1条中「農林水産部農村計画・技術管理課」を「農林水産部農村振興局農村計画課」に改める。
- 第4条第1項中「農林水産部農村計画・技術管理課長」を「農林水産部農村振興局農村計画課長」に改める。
- 第5条第1項中「農村計画・技術管理課長」を「農林水産部農村振興局農村計画課長」に改め、同条第2項中「農村計画・技術管理課長専決事項」を「課長専決事項」に、「農村計画・技術管理課長」を「農林水産部農村振興局農村計画課長」に改め、同条第3項中「農村計画・技術管理課長」を「農林水産部農村振興局農村計画課長」に改める。
- 第6条中「農林水産部農村計画・技術管理課」を「農林水産部農村振興局農村計画課」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に農林水産部農村計画・技術管理課国営事業対策室に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、農林水産部農村振興局農村計画課国営事業対策室に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第23号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県水産研究センター処務規程（平成2年熊本県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

- 第3条第3項中「水産審議員」を「審議員」に改める。
- 第4条第4項中「水産審議員は」を「審議員は、上司の命を受け」に改め、同条第5項中「主幹は」の次に「、上司の命を受け」を加える。
- 第6条中第22号を第23号とし、第13号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。
(13) 次長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに関すること（熊本県公有財産取扱規則（昭和39年熊本県規則第17号）第11条ただし書の規定により総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。）。)

附 則

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に水産研究センター水産審議員の職を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、水産研究センター審議員の職を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第24号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県職務発明等に関する規程（平成2年熊本県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

- 第1条中「第2条第3項」を「第2条第1項」に改める。
- 第2条第3号中「総室・室・」を削る。
- 第19条中「総務部管財課」を「総務部総務税務局管財課」に改める。

附 則
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県訓令第25号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県石打ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
熊本県石打ダム操作規程の一部を改正する訓令
熊本県石打ダム操作規程（平成5年熊本県訓令第33号）の一部を次のように改正する。
第10条第1号中「熊本県土木部河川課」を「熊本県土木部河川港湾局河川課」に改める。

附 則
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県訓令第26号
熊本県公営企業管理規程第9号
熊本県教育委員会訓令第1号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 管 理 局
教 育 課
熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子
熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令
熊本県水資源対策会議設置規程（平成5年熊本県訓令第36号、平成5年熊本県公営企業管理規程第10号、平成5年熊本県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。
第3条第7項中「環境生活部次長」を「環境生活部環境局長」に、「幹事は、」を「幹事は」に改める。

第6条第2項中「環境生活部水環境課」を「環境生活部環境局環境立県推進課」に改める。
別表第1中「総務部次長」を「総務部政策審議監」に、「企画振興部次長」を「企画振興部政策審議監」に、「健康福祉部次長」を「健康福祉部政策審議監」に、「環境生活部次長」を「環境生活部政策審議監」に、「農林水産部次長」を「農林水産部政策審議監」に、「土木部次長」を「土木部政策審議監」に改める。
別表第2中「市町村総室長」を「市町村行政課長」に、「環境政策課長」を「環境政策課長 環境立県推進課長」に、「環境保全課長 水環境課長」を「環境保全課長」に、「食の安全・消費生活課長」を「くらしの安全推進課長」に、「農村計画・技術管理課長」を「農村計画課長」に、「農村整備課長」を「農地整備課長」に、「河川課長 都市計画課長 下水環境課長 建築課長 住宅課長 砂防課長」を「都市計画課長 下水環境課長 河川課長 砂防課長 建築課長 住宅課長」に改める。

附 則
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県訓令第27号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令
熊本県立技術短期大学校処務規程（平成9年熊本県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。
4 精密機械技術科、機械制御技術科、電子情報技術科、情報通信技術科及び情報映像技術科に科長を置く。
第4条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。
4 科長は、上司の命を受け、科に関する事務を掌理する。

第 6 条の見出し中「専決」を「専決事項」に改め、同条第 1 項中「専決する」を「専決するものとする」に改め、同項中第 20 号を第 21 号とし、第 13 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 校長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに関すること（熊本県公有財産取扱規則（昭和 39 年熊本県規則第 17 号）第 11 条ただし書の規定により総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。）。

附 則
この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 28 号
熊本県公営企業管理規程第 10 号
熊本県教育委員会訓令第 2 号
熊本県警察本部訓令第 8 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 教 育 本 局 庁 部
警 察 本 部

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫
熊 本 県 教 育 委 員 会 委 員 長 古 庄 文 子
熊 本 県 警 本 部 長 中 尾 克 彦

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令
熊本県災害警戒本部規程（平成 10 年熊本県訓令第 23 号、平成 10 年熊本県公営企業管理規程第 6 号、平成 10 年熊本県教育委員会訓令第 4 号、平成 10 年熊本県警察本部訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 3 項中「総務部長」を「危機管理監」に改める。
第 4 条第 2 項中「総務部長」を「危機管理監」に改め、同条第 3 項中「危機管理監」を「危機管理防災課長」に改め、同条第 4 項中「総室・室・」を削り、同項第 2 号中「市町村総室長」を「市町村行政課長」に改め、同項第 3 号中「危機管理・防災消防総室長」を「消防保安課長」に改め、同項中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 政策監（消防保安課勤務を命ぜられた者に限る。）
第 6 条中「総務部危機管理・防災消防総室」を「知事公室危機管理防災課」に改める。
附 則
この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 29 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成 10 年熊本県訓令第 26 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 7 号中「総室・室・」を削る。

附 則
この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 30 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県熊本土木事務所処務規程（平成 12 年熊本県訓令第 36 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項第 1 号中「総務課」を「総務出納課」に改め、同項中第 8 号を削り、同条第 2 項中「、第二係及び第三係」を「及び第二係」に改める。

- 第 3 条第 1 項中「土木審議員」を「審議員」に改め、同条に次の 1 項を加える。
 - 4 総務出納課に、出納専門員を置くことができる。
 - 第 4 条第 5 項中「土木審議員」を「審議員」に改め、同条第 6 項中「主幹は」の次に「、上司の命を受け」を加え、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。
 - 7 出納専門員は、上司の命を受け、出納及び経理に関する事務を処理する。
 - 第 5 条第 1 項総務課の項中「総務課」を「総務出納課」に改め、同項同課の項第 1 号中「（委任出納員印を除く。）」を削り、同項同課の項中第 1 2 号を第 1 6 号とし、第 1 1 号の次に次の 4 号を加える。
 - (12) 各地方支出機関（委任出納員の所管する地方支出機関をいう。以下同じ。）の小切手の振出しに関すること。
 - (13) 各地方支出機関の資金前渡に係る経費の精算に関すること。
 - (14) 各地方支出機関の支出負担行為の確認、支出命令の審査及び支払の決定に関すること。
 - (15) 各地方支出機関の会計事務の指導に関すること。
 - 第 5 条第 1 項中出納課の項を削る。
 - 第 6 条第 1 項各課共通に属する事項の項中第 2 8 号を第 2 9 号とし、第 1 2 号から第 2 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 1 号の次に次の 1 号を加える。
 - 12) 所長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産（廃川及び廃道敷を除く。）の貸付けに関すること（熊本県公有財産取扱規則（昭和 3 9 年熊本県規則第 1 7 号）第 1 1 条ただし書の規定により総務部長において合議の必要がないと認めるものに限る。）。
 - 第 6 条第 1 項総務課に属する事項の項中「総務課」を「総務出納課」に改める。
 - 第 8 条第 2 項中「総務課長」を「総務出納課長」に改める。
- 附 則
- 1 この訓令は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この訓令の施行の際現に熊本土木事務所土木審議員の職を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、熊本土木事務所審議員の職を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第 3 1 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各地方出先機関

熊本県防災消防航空センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県防災消防航空センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県防災消防航空センター処務規程（平成 1 3 年熊本県訓令第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出し中「危機管理・防災消防総室長」を「消防保安課長」に改め、同条中「総務部危機管理・防災消防総室長」を「総務部市町村局消防保安課長」に改める。

附 則
この訓令は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する

熊本県訓令第 3 2 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各地方出先機関

熊本県景観公園室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県景観公園室設置規程の一部を改正する訓令
熊本県景観公園室設置規程（平成 1 3 年熊本県訓令第 3 7 号）を次のように改正する。

- 第 1 条中「土木部都市計画課」を「土木部道路都市局都市計画課」に改める。
- 第 4 条第 1 項中「土木部都市計画課長」を「土木部道路都市局都市計画課長」に改める。
- 第 5 条中「都市計画課長」を「土木部道路都市局都市計画課長」に改める。
- 第 6 条中「土木部都市計画課」を「土木部道路都市局都市計画課」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に土木部都市計画課景観公園室に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、土木部道路都市局都市計画課景観公園室に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第 3 3 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各地方出先機関

くまもと県民交流館処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

くまもと県民交流館処務規程の一部を改正する訓令
くまもと県民交流館処務規程（平成 14 年熊本県訓令第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「総務審議員」を「審議員」に改める。

第 3 条第 3 項中「総務審議員」を「審議員」に、「総務部の所管する」を「館に関する」に改める。

第 5 条中第 25 号を削り、第 24 号を第 25 号とし、第 23 号を第 24 号とし、第 22 号の次に次の 1 号を加える。

(23) 特定非営利活動促進法第 17 条の 3 又は同法第 17 条の 4 の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。

附 則

- 1 この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にくまもと県民交流館総務審議員の職を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、くまもと県民交流館審議員を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第 34 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県上津浦ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県上津浦ダム操作規程の一部を改正する訓令
熊本県上津浦ダム操作規程（平成 16 年熊本県訓令第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 号中「土木部河川課」を「土木部河川港湾局河川課」に改める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 35 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令
熊本県電子署名規程（平成 16 年熊本県訓令第 37 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 5 項中「総室・室・」を削る。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する

熊本県訓令第 36 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県福祉のまちづくり室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県福祉のまちづくり室設置規程の一部を改正する訓令
熊本県福祉のまちづくり室設置規程（平成 18 年熊本県訓令第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「（総室）」を削り、同条第 3 号中「熊本県高齢者・障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」を「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」に改める。

第 5 条第 1 項中「健康福祉政策課長」を「健康福祉部健康福祉政策課長」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「健康福祉政策課長専決事項」を「課長専決事項」に、「健康福祉政策課長」を「健康福祉部健康福祉政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 37 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県団体検査室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県団体検査室設置規程の一部を改正する訓令
熊本県団体検査室設置規程（平成 18 年熊本県訓令第 34 号）の一部を次のように改正する。

- 第 1 条中「農林水産部団体支援総室」を「農林水産部団体支援課」に改める。
- 第 4 条第 1 項中「農林水産部団体支援総室長」を「農林水産部団体支援課長」に改める。
- 第 5 条第 1 項中「総室長専決事項」を「課長専決事項」に、「団体支援総室長」を「農林水産部団体支援課長」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「団体支援総室長専決事項」を「課長専決事項」に、「団体支援総室長」を「農林水産部団体支援課長」に改める。
- 第 6 条中「農林水産部団体支援総室」を「農林水産部団体支援課」に改める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 38 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県建築物安全推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建築物安全推進室設置規程の一部を改正する訓令
熊本県建築物安全推進室設置規程（平成 18 年熊本県訓令第 39 号）を次のように改正する。

- 第 1 条中「土木部建築課」を「土木部建築住宅局建築課」に改める。
- 第 4 条第 1 項中「土木部建築課長」を「土木部建築住宅局建築課長」に改める。
- 第 5 条第 1 項中「建築課長」を「土木部建築住宅局建築課長」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「建築課長専決事項」を「課長専決事項」に、「建築課長」を「土木部建築住宅局建築課長」に改める。
- 第 6 条中「土木部建築課」を「土木部建築住宅局建築課」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に土木部建築課建築物安全推進室に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、土木部建築住宅局建築課建築物安全推進室に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第 39 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県人材研修センター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県人材研修センター設置規程の一部を改正する訓令
熊本県人材研修センター設置規程（平成 20 年熊本県訓令第 32 号）の一部を次のように改正する。

- 題名を次のように改める。
- 熊本県人材研修室設置規程
- 第 1 条中「人材研修センター（以下「センター」という。）」を「人材研修室（以下「室」という。）」に改める。
- 第 2 条中「センター」を「室」に改める。
- 第 3 条中「センター」を「室」に、「センター長」を「室長」に改める。
- 第 4 条第 1 項中「センター長」を「室長」に改める。
- 第 5 条第 1 項中「センター」を「室」に、「人事課長」を「総務部人事課長」に改め、同条第 2 項中「人事課長専決事項」を「課長専決事項」に、「人事課長」を「総務部人事課長」に、「センター長」を「室長」に改め、同条第 3 項中「人事課長」を「総務部人事課長」に、「センター長」を「室長」に改める。
- 第 6 条中「センター」を「室」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に総務部人事課人材研修センターに勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、総務部人事課人材研修室に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第 40 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関
熊本県農業技術支援室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県農業技術支援室設置規程の一部を改正する訓令
熊本県農業技術支援室設置規程（平成 20 年熊本県訓令第 36 号）の一部を次のように改正する。

- 第 1 条中「農林水産部農業技術課」を「農林水産部生産局農業技術課」に改める。
- 第 4 条第 1 項中「農林水産部農業技術課長」を「農林水産部生産局農業技術課長」に改める。
- 第 5 条第 1 項中「農業技術課長」を「農林水産部生産局農業技術課長」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「農業技術課長専決事項」を「課長専決事項」に、「農業技術課長」を「農林水産部生産局農業技術課長」に改める。
- 第 6 条中「農林水産部農業技術課」を「農林水産部生産局農業技術課」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に農林水産部農業技術課農業技術支援室に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、農林水産部生産局農業技術課農業技術支援室に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第 4 1 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県職員厚生室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員厚生室設置規程の一部を改正する訓令
熊本県職員厚生室設置規程（平成 21 年熊本県訓令第 35 号）の一部を次のように改正する。

- 第 1 条中「総務部総務事務センター」を「総務部総務税務局総務事務センター」に改める。
- 第 4 条第 1 項中「総務部総務事務センター長」を「総務部総務税務局総務事務センター長」に改める。
- 第 5 条中「総務事務センター長」を「総務部総務税務局総務事務センター長」に改める。
- 第 6 条中「総務部総務事務センター」を「総務部総務税務局総務事務センター」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に総務部総務事務センター職員厚生室に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、総務部総務税務局総務事務センター職員厚生室に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第 4 2 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県資産活用推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県資産活用推進室設置規程の一部を改正する訓令
熊本県資産活用推進室設置規程（平成 21 年熊本県訓令第 36 号）の一部を次のように改正する。

- 第 1 条中「総務部管財課」を「総務部総務税務局管財課」に改める。
- 第 4 条第 1 項中「総務部管財課長」を「総務部総務税務局管財課長」に改める。
- 第 5 条中「管財課長」を「総務部総務税務局管財課長」に改める。
- 第 6 条中「総務部管財課」を「総務部総務税務局管財課」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に総務部管財課資産活用推進室に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、総務部総務税務局管財課資産活用推進室に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第 4 3 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

第 5 条中「河川課長」を「土木部河川港湾局河川課長」に改める。
 第 6 条中「土木部河川課」を「土木部河川港湾局河川課」に改める。

附 則

- この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- この訓令の施行の際現に土木部河川課河川開発室に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、土木部河川港湾局河川課河川開発室に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第 4 4 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
 各 地 方 出 先 機 関

庶務事務の効率化を図るための兼職命令に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

庶務事務の効率化を図るための兼職命令に関する規程の一部を改正する訓令
 庶務事務の効率化を図るための兼職命令に関する規程（平成 21 年熊本県訓令第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

本則中「部（公室）課（総室）」を「部（公室）・局・課」に、「部（公室）課（総室・室）」を「部（公室）・局・課」に改め、本則の表を次のように改める。

知事公室秘書課	知事公室付 知事公室広報課
総務部文書私学局県政情報 文書課	総務部文書私学局私学振興課
総務部市町村局市町村行政 課	総務部市町村局市町村財政課
企画振興部企画課	企画振興部地域・文化振興局地域振興課 企画振興部地域・文化振興局文化企画課 企画振興部地域・文化振興局川辺川ダム 総合対策課 企画振興部交通政策・情報局交通対策課
健康福祉部健康福祉政策課	健康福祉部健康危機管理課
健康福祉部長寿社会局高齢 者支援課	健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域 ケア推進課 健康福祉部長寿社会局社会福祉課
健康福祉部子ども・障がい 福祉局子ども未来課	健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども 家庭福祉課
健康福祉部健康局医療政策 課	健康福祉部健康局国保・高齢者医療課 健康福祉部健康局健康づくり推進課 健康福祉部健康局薬務衛生課
環境生活部環境政策課	環境生活部環境局環境立県推進課 環境生活部環境局環境保全課 環境生活部県民生活局くらしの安全 推進課 環境生活部県民生活局消費生活課
環境生活部水俣病保健課	環境生活部水俣病審査課
環境生活部環境局廃棄物対 策課	環境生活部環境局公共関与推進課
商工観光労働部商工労働局 労働雇用課	商工観光労働部商工労働局産業人材育 成課
商工観光労働部新産業振興 局産業支援課	商工観光労働部新産業振興局新エネル ギー産業振興課
商工観光労働部観光経済交 流局観光課	商工観光労働部観光経済交流局国際課

農林水産部農林水産政策課	農林水産部団体支援課
農林水産部経営局農地・農業振興課	農林水産部経営局担い手・企業参入支援課 農林水産部経営局流通企画課 農林水産部経営局むらづくり課
農林水産部生産局農業技術課	農林水産部生産局農産課 農林水産部生産局園芸課
農林水産部農村振興局農村計画課	農林水産部農村振興局技術管理課 農林水産部農村振興局農地整備課
農林水産部森林局森林整備課	農林水産部森林局林業振興課 農林水産部森林局森林保全課
農林水産部水産局水産振興課	農林水産部水産局漁港漁場整備課
土木部監理課	土木部土木技術管理課
土木部道路都市局道路整備課	土木部道路都市局道路保全課 土木部道路都市局都市計画課 土木部道路都市局下水環境課
土木部河川港湾局河川課	土木部河川港湾局港湾課 土木部河川港湾局砂防課
土木部建築住宅局建築課	土木部建築住宅局営繕課 土木部建築住宅局住宅課

附 則
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県訓令第45号
公営企業管理規程第8号
病院局管理規程第5号
教育委員会訓令第3号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 局
病 院 局
教 育 庁

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年3月31日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫
熊本県病院事業管理者 横 田 堅
熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程（平成22年熊本県訓令第31号、平成22年公営企業管理規程第6号、平成22年病院局管理規程第2号、平成22年教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第10条中「総室・室・」を削る。
別表第1中「総務部次長 企画振興部次長 健康福祉部次長 環境生活部次長」を「総務部政策審議監 企画振興部政策審議監 健康福祉部政策審議監 環境生活部政策審議監」に、「農林水産部次長 土木部次長」を「農林水産部政策審議監 土木部政策審議監」に改める。

別表第2中「知事公室政策審議員」を「知事公室審議員（2人以上あるときは知事公室長が指定する者）」に、「教育庁教育政策課教育審議員」を「教育庁審議員（2人以上あるときは教育長が指定する者）」に改める。

附 則
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県訓令第46号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県新幹線元年戦略推進室設置規程を次のように定める。
平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県新幹線元年戦略推進室設置規程

(設置)

第1条 新幹線元年戦略を推進するため、企画振興部地域・文化振興局地域振興課に新幹線元年戦略推進室(以下「室」という。)を置く。

(分掌事務)

第2条 室の分掌事務は、新幹線元年戦略に係る施策の企画、調整及び推進に関することとする。

(職員)

第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

第4条 室長は、企画振興部地域・文化振興局地域振興課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号)第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、企画振興部地域・文化振興局地域振興課長が専決する。

2 前項の課長専決事項については、企画振興部地域・文化振興局地域振興課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ企画振興部地域・文化振興局地域振興課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

(庶務)

第6条 室の庶務は、企画振興部地域・文化振興局地域振興課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

熊本県訓令第47号

本庁各部(公室・局)課(総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県文化・世界遺産推進室設置規程を次のように定める。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県文化・世界遺産推進室設置規程

(設置)

第1条 文化の振興及び世界遺産登録を推進するため、企画振興部地域・文化振興局文化企画課に文化・世界遺産推進室(以下「室」という。)を置く。

(分掌事務)

第2条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 熊本の歴史及び文化に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

(2) 世界遺産登録の推進に関すること。

(職員)

第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

第4条 室長は、企画振興部地域・文化振興局文化企画課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号)第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、企画振興部地域・文化振興局文化企画課長が専決する。

2 前項の課長専決事項については、企画振興部地域・文化振興局文化企画課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ企画振興部地域・文化振興局文化企画課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

(庶務)

第6条 室の庶務は、企画振興部地域・文化振興局文化企画課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 48 号

本 各 出 教 人 監 警 労 議	各 地 方	(公室・局)	課 出 納 庁 員 会 員 会 事	(総室・室・センター)	先 機	各 事 務 本 務	関 局 課 局 局 部 局 局
---	-------------	--------	---	-------------	--------	-----------------------	--------------------------------------

熊本県公有財産取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式等を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公有財産取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式等を定める訓令の一部を改正する訓令

熊本県公有財産取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式等を定める訓令（昭和 61 年熊本県訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記第 7 号様式を次のように改める。

別記第 7 号様式

寄 附 申 込 書

年 月 日

熊本県知事 様

申込人 住 所

氏 名

印

下記のとおり財産を寄附したいので申し込めます。

記

1 寄附しようとする理由

2 寄附財産の表示

(1) 財産の種別

(2) 所 在 地

(3) 土地地目又は建物等の種類・構造

(4) 数量又は面積

3 寄附財産の時価見積額

4 寄附に条件を付す場合の内容

5 添付書類

登記事項証明書（登記簿謄本）、位置図、公図（字図）等参考となる書類

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附 則
この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。